明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う法務省関係省令の整備等に関する省令（**法務**四〇）　一

〔告　示〕

○包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定の附属書二の改正に関する件（**外務**三七一）　四

○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（**農林水産**一六九八～一七二七）　三四

○資源管理基本方針の一部を変更する告示（**同**一七二八）　四三

○特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、めかじき（南西太平洋海域）、めばち（東部太平洋条約海域）及びきはだ（インド洋協定海域））に関する令和四管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（**同**一七二九）　五〇

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　五五

特殊法人等
独立行政法人統計センター、公示送達関係　六七

会社その他
会社決算公告　六八

省令

○法務省令第四十号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二年法律第三十三号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う法務省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和四年十月二十七日

法務大臣　**葉梨**　康弘